



温故知新



私病についての正しい理解をお願いします。

先日、野田工業の下請け業者様におきまして私病の発生がありました。

北里大学病院新棟建設現場にて、午後体調不良の為、夕方(16:00)に掛かり付けの病院に行くとの事で職長に伝え現場を出たが、バス停に向かう途中に寒気がしたため現場内の既存医院に救急外来にて診察、処置をして頂き大事には至りませんでした。今回は現場が病院内でしたので良かったですが、通勤中などにも私病が原因で事故にあう事も考えられます。

事業主、職長の方々は健康診断書の内容は元より、普段から作業員さんの健康状態を把握して適正配置、休憩等を心掛けて下さい。

※健康診断等で再検査、医師の所見などがある時は最寄りの産業医に必ず受診してから現場入場させて下さい。

また野田工業とは関係ありませんが、このような事例もありましたのでお知らせ致します。

【発生日時】 2016年9月26日(月) 15時20分頃

【発生場所】 一括給水室ピット内

【現場名称】 日本精工(株)藤沢工場桐原棟増築工事

【疾病患者】 土工 男性 48歳 経験年数3年

【発生状況】 当該患者は、一括給水室のピット底にて埋戻し作業の合番を行い、14時30分頃休憩室に戻り休憩していたところ気分が悪くなった。症状が良くならないので、15時30分病院へ行き診察を受けた。腎臓の数値が悪く、現場就労に起因する疾病であるとは判断できないとの医師の口頭所見があった。
再度、採血や採尿検査等の為、入院することとなった。

【症 状】 急性腎不全

【今号の主な内容】

- P① 私病に関して
- P② "
- P③ 安全パトロール
- P④ ことわざ



発行

野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
TEL : 03-3572-1866
FAX : 03-3575-0420

ことわざ・格言にならう安全衛生訓

● 傍見て鼻かめ ●

・まわりの状態を確認して行動を



「傍見て鼻かめ」とは、横に向かって勢いよく手鼻をかんだら、そばに居た人にひっかかった。こんなことのないように、手鼻をかむときはまわりをよく見なさい、ということです。

つまり、その場の状態をよく考えて行動しないと、まわりの人に迷惑や災難を及ぼすことになるよ、という意味です。もっとも最近では、みんな上品になって、あまり手鼻をかむ人はいなくなったようですが、、、。

足場の上や踊場から、不用意に物を投げ下ろしたり、歩行中や車の運転中にタバコの吸い殻や缶などを投げ捨てたりする人がいます。これらの行為は事故や災害に結びつき、鼻汁がひっかかるどころではありません。

職場で共同作業などのとき、共同作業者の状態を考えないで勝手に行動したり、有害物質を取り扱うのに、換気や排気をおろそかにするのも「傍を見ないで鼻をかむ」行為です。無分別、不用意な行為でまわりの人に迷惑や害を及ぼすことのないよう気をつけましょう。

【 職長会のお知らせ 】

- ★日時 平成29年5月22日(月)
- ★時間 18時00分～
- ★会場 銀座ユニーク 3階



平成29年年3月27日 安全パトロール

平成29年3月27日に野田工業(株)の研究会で安全パトロールに行きましたのでご報告させていただきます。

【参加者】

関口嘉之、関口浩司、神尾、中田、小川、深澤

当日は現場に入場していた川目さん、佐々木さんにKYシートを利用して現地KYを行って頂きました。

現場は大学内ということで作業に制限もあり、工程管理が大変ですが、焦りによるケガや品質の低下が無いよう周知して参りました。

北里大学臨床教育研究棟新築工事 【設備】 ダイダン株式会社



合同会社
川目設備工業

川目 章



(有)アキラテック

佐々木 明



現場における『死・傷・病』の情報処理

就業中に発生した休業を伴う死亡・疾病・怪我の事実は休業日数により報告形式は異なるものの、監督署に報告しなければならない、との定めになっています。

ではまず、現場における「死・傷・病」の情報の処理についてです。

- ① 就業中に作業を伴う「死・傷・病」が発生する。
 - ② 上記の発生状況を支店に報告して私傷病報告の検討をする。
 - ③ 死傷病報告を雇用事業主から監督署に提出させる。
 - ④ 怪我人・患者当人の容態推移を確認する。
 - ⑤ 本人または家族が労災請求する。
 - ⑥ 監督署長が労働災害なのかどうかのジャッジをする。
- この時、規定の死傷病報告がされていないと、大問題になります。

労災かどうか、私病であることが明白である、ということは関係ありません。法令規定で監督署に報告する義務があるのです。

なお、安衛法100条を根拠法令とし、万が一法令違反を問われると、罰則規定から、即・刑確定(送検・起訴を越える)となり、指名停止等の行政措置リスクが生じます。それが風邪であろうがインフルエンザであろうが、です。

「風邪で休んでも報告するのか!？」と懸命に言い張る人は、②の検討プロセスについての初歩的な見識が欠けている人です。

労災認定のリスクが無い場合で、特に報告対応しない場合も考えられます。風邪でも、過重労働を問われて労災認定される場合もありますし、その発生状況を検討しないと安易な判断はできません。

基本的に、労災であるかどうかの判定をする権限を有する人は、**労働基準監督署だけ**であり、医者には私病か労災かの判断をする権限はありません。

最後に、労働安全衛生規則97条を記載いたしますので今一度各々で確認し、現場での適切な対応にご協力お願い致します。

労働安全衛生規則97条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。2前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。